

相生市公共施設に係る  
飲料等自動販売機設置事業者  
募集要項

令和8年2月

相生市公共施設における飲料等自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集を次のとおり実施します。

## 1 事業概要

(1) 自動販売機設置台数

1台（飲料1台）

(2) 対象施設の詳細

設置場所、売上本数等の詳細は下記記載の「**2 設置場所等の概要**」を参照。

(3) 設置事業者の選定について

相生市が設定した最低使用料以上の額で、最高の応募価格を提案した者を選定し、設置事業者とします。

(4) 使用許可期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

なお、施設ごとに、契約書を締結し、契約期間満了の3か月前までに双方の一方から解約の意思表示をしないときは、更に1年間更新できるものとし、以降同様とするが、契約期間は当初の契約期間を含めて4年を限度とします。

## 2 設置場所等の概要

物件番号	設置場所及び外形寸法上限等	台数	品目	参考 R7.4.1～R8.1.31 (売上実績)	最低使用料 (税込、年額)
1	ささゆり苑（屋外） 自動販売機及びゴミ箱 (2.0m×1.0m未満)	1台	清涼飲料水 (ペットボトル、缶)	610本	1,200円

(1) 外形寸法上限には、使用済み容器の回収ボックス、放熱スペース等を含みます。

(2) 自動販売機の機種によっては、設置、商品の補充、メンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。

(3) 参考欄に記載している実績等は令和7年4月～令和8年1月分であり、売上を保証するものではありません。

### 3 応募資格等

次の要件のすべてを満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。
  - ① 成年被後見人
  - ② 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ③ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ④ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ⑤ 破産者で復権を得ない者
- (2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年間を経過した者を含む。）であること。
  - ① 相生市との契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 相生市が実施した競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を阻害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が相生市と契約を締結することまたは相生市との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により相生市が実施する監督又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなく、相生市との契約を履行しなかった者
  - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年間を経過しない者を契約の締結または履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号及び相生市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年訓令第7号）第2条各号の規定に該当する者
- (4) 法人にあつては、相生市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がある者。個人にあつては、相生市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がある者

### 4 公募条件等

- (1) 使用料等
  - ① 使用許可の期間  
使用許可の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、当初設定した公募条件を変更しないことを条件として、1年ごとに申請を行うことにより、当初の使用許可期間を含めて最長4年間まで更新できることとします。なお、許可物件を公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消すことがあります。
  - ② 使用料

ア 設置事業者として決定した者が提案した応募価格をもって年額使用料とします。  
ただし、使用許可の期間中に消費税等の税率が変動したときは、市は変動後の税率を適用して、使用料の増額を請求できるものとします。

イ 使用料は、相生市が発行する納入通知書により、相生市が指定する期限までに全額納付してください。

ウ 使用許可の期間が1年に満たない端数が生じたときは、端数を切り上げて1年とします。

③ 使用電力料金

自動販売機の運転に必要な光熱水費等については全額設置事業者の負担とします。  
相生市が発行する納入通知書により、相生市が指定する期限までに納付してください。

④ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（水道の確保に係る工事、電力等使用量計測用子メーター設置費等含む。）、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とします。

⑤ 設置条件

自動販売機及び回収ボックスは、基本的に別紙の自動販売機設置図に示した場所に設置してください。ただし、設置場所については相生市と設置事業者の協議の上、決定いたします。また、電力等使用量計測用子メーターを設置するほか、転倒防止対策も併せて行ってください。

(2) 使用上の制限

使用許可期間前及び使用許可期間中は、次のことを遵守してください。

① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等を相生市が指定する期限までに、確実に納付すること。

② 使用許可期間中に、法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その取消しを受けていないこと（該当の場合のみ）。

③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または担保に供してはならないこと。

④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、相生市の指示に従うこと。

⑤ 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開庁時間外や閉庁日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機とすること。

⑥ 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口など、ユニバーサルデザインに配慮した自動販売機とすること。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

① 商品の賞味期限は余裕をもったものとして注意するとともに、在庫・補充管理を適

切に行うこと。

- ② 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。

なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式第5号）を相生市に提出すること。

- ③ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- ④ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ⑤ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台につき1個の割合で、販売する容器（缶・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で、自動販売機の数及び場所、並びに飲料の販売量を勘定し、適切に回収・リサイクルすること。
- ⑥ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。

#### (4) 事故等における責任について

相生市は、市の責によることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関して、一切の責任を負いません。

#### (5) 使用許可の取消し

許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可を取り消すことがあります。

#### (6) 自己都合による自動販売機の撤去

① 設置事業者は、使用許可の期間が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3か月前までに相生市に書面により通知してください。この場合、納入済の使用料は還付しません。

② 使用許可期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去した場合、同物件にかかる次回公募手続きに参加できません。

#### (7) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了または上記4の(5)により許可が取り消された場合や上記4の(6)により自動販売機を撤去する場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は撤去に要する費用及び、一切の補償を相生市に請求することができません。

## 5 販売品目等

### (1) 販売価格設定

販売価格の設定については、標準小売価格以下とすること。

## (2) 販売品目

- ① 参加者は、コカ・コーラ、サントリー、伊藤園、アサヒ、ヤクルト、キリン、ダイド一、ポッカサッポロ、大塚製薬、UCCのいずれかの商品を取扱うこと。また、商品選定は幅広く、設置場所の状況及びお客様のニーズに配慮したものとします。
- ② 酒類等のアルコール成分が入っていないものに限る。
- ③ 季節に応じて、コールド商品とホット商品の入替えを行うこと。

## 6 質問について

- (1) 当該自動販売機設置事業者の募集要項に関する質問は、質問書（様式第6号）に記入の上、財政課管財係まで郵送又は持参により提出してください。これ以外の方法（電話、FAX等）によるものは受け付けません。
- (2) 1つの質問項目ごとに1枚の質問用紙を使用してください。
- (3) 質問の受付は、令和8年3月3日（火）午後5時までとします。  
（※郵送の場合は令和8年3月3日（火）必着）
- (4) 質問への回答は、相生市ホームページにて公表します。（令和8年3月4日（水）公開予定）※個別回答は行いません。

## 7 応募申込方法等

### 進行スケジュール

1	応募申込受付（郵送又は持参）	令和8年2月24日(火)～令和8年3月10日(火)
2	質問書の受付	令和8年2月24日(火)～令和8年3月3日(火)
3	質問に対する回答	令和8年3月4日(水)
4	設置事業者の決定(開札日時)	令和8年3月11日(水) 午前9時00分
5	使用許可申請書等提出期限	令和8年3月24日(火)
6	設置工事開始日	令和8年4月1日以降

### (1) 申込方法＜持参又は郵送＞

受付期間：令和8年2月24日（火）～令和8年3月10日（火）まで  
午前9時～午後5時まで。（※土、日曜日、祝日は受付を行いません。）  
（郵送の場合は令和8年3月10日（火）必着）

提出先：〒678-8585

相生市旭一丁目1番3号 相生市財務部財政課管財係 宛

※ 簡易書留または書留により送付してください。（普通郵便で送付された場合、受付期間内に不着のときは価格提案できませんのでご注意ください）

※ 申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は価格提案できませんのでご注意ください。

※ 電話、ファックス、インターネットによる申込みはできません。

(2) 申込みに必要な書類

- ① 応募申込書（様式第1号）
- ② 応募価格提案書及び明細書（様式第2号）
- ③ 誓約書（様式第3号）
- ④ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）  
※コピー可。ただし、裏面に原本証明が必要。
- ⑤ 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書または現在事項証明書））※コピー可
- ⑥ 国税（所得税、法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書
  - ア 法人の場合・・・納税証明書その3の3
  - イ 個人の場合・・・納税証明書その3の2
- ⑦ 相生市税の納税証明書等
  - ア 本市に納税義務がある場合は納税証明書(令和6年度・7年度の2年分)
  - イ 本市に納税義務がない場合は申立書兼同意書（様式第4号）

**注1 提出書類は、④、⑤以外は全て原本を提出してください。**

**注2 提出書類は各1部です。**

**注3 上記④、⑤、⑥及び⑦アの各種証明書は、発行後3か月以内のものに限ります。**

(3) 応募価格提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

- ① 最低使用料を下回るもの
- ② 応募資格がない者が応募価格提案したもの
- ③ 指定の期間内に提出しなかったもの
- ④ 応募価格、日付、住所、氏名及び押印（印鑑証明印）のないものまたはこれらが分明でないもの
- ⑤ 応募価格の訂正をしたもの
- ⑥ 応募価格提案書の価格合計額と明細書の価格合計額が相違のもの
- ⑦ 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの
- ⑧ その他価格提案に関する条件に違反したもの

(4) 書類の提出方法

応募価格提案書及び明細書を定型封筒（長形3号など）に同封し、押印（印鑑証明印）するとともに、応募申込書その他必要書類を添えて、持参または郵送により提出してください。

(5) 申込みに当たっての留意事項

- ① 使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
- ② 受付期間内に限り価格提案を辞退することができます。その場合は、辞退届（任意様式）を、受付期間内に持参または郵送してください。

## 8 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 応募物件に対し、設置場所で相生市が設定する最低使用料以上の額で、かつ、合計額が最高の応募価格を提案した者を選定し、設置事業者とします。なお、最高の応募価格提案が2者以上ある場合は、当該応募価格提案者立会のもと、くじにより選定します。
- (3) 設置事業者の決定（開札日時、場所）  
開札日時：令和8年3月11日（水） 午前9時00分  
開札場所：相生市庁舎2号館2階会議室  
設置事業者の決定後、応募者に応募物件ごとの決定金額及び決定した設置事業者名を書面により通知するとともに、相生市ホームページに決定金額及び設置事業者名並びに応募参加者数を掲載します。
- (4) 公募の中止・延期  
不正な応募が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止、又は延期することがあります。

## 9 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和8年3月24日（火）までに、次の書類を提出してください。

- (1) 行政財産使用許可申請書（相生市指定様式）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（相生市指定様式）
- (3) 設置する自動販売機の仕様がわかるもの（寸法、消費電力量等が分かるもの）
- (4) 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、自動販売機の管理関係に関する届出書（様式第5号）
- (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく許可が必要な自動販売機については、許可証（コピー）

## 10 設置工事について

使用許可期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日となるため、自動販売機の設置工事は令和8年4月1日以降となります。設置工事の日程等は相生市と協議の上決定いたします。

## 11 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取消し、次に高い応募価格を提案した者を設置事業者とします。決定の取消しとなった場合は、同物件にかかる次回公募手続きに参加できません。

- ① 正当な理由なくして、令和8年3月24日（火）までに使用許可の手続きに応じな

かった場合。

- ② 上記 7 応募申込方法等(3)応募価格提案書の無効の条件に該当すると判明した場合。

## 12 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、理由の如何に係わらず返却しません。
- (2) 提出された書類は、業務の設置事業者の選定以外には使用しません。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- (4) 提出された申込関係書類及び自動販売機の設置期間中の管理、運営に係る各種報告書類は、必要に応じて公表することとします。ただし、公表に当たっては、個人情報や申込法人の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、相生市情報公開条例（平成 17 年条例第 49 号）の規定に照らし内容を判断します。

## 13 問合せ先

〒 6 7 8 - 8 5 8 5      相生市旭一丁目 1 番 3 号  
相生市財務部財政課管財係 担当 田中  
電 話 : 0 7 9 1 - 2 3 - 7 1 1 6 (直通)  
F a x : 0 7 9 1 - 2 3 - 2 7 4 1